

公立大学法人神戸市外国語大学研究倫理委員会規程

2018年4月1日

規程第2号

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市外国語大学研究倫理指針（以下「倫理指針」という。）15及び16の規定に基づき公立大学法人神戸市外国語大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 倫理指針の運用や解釈に関すること
- (2) 倫理指針と照らしあわせ審査及び承認を求めたいと申出があった場合の研究計画の審査
- (3) 倫理指針に違反する、あるいは疑われる事案に関する調査
- (4) その他、研究倫理に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学術担当理事を委員長とし、次の委員で組織する。

- (1) 学長が指名する専任教員
- (2) 学術研究推進部会長
- (3) 経営企画室長
- (4) 必要に応じて学長が指名する有識者

2 委員の総数は10名以内とする。

3 委員は、自らの研究が審査を受ける場合は、審査に加わることはできない。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、研究所グループにおいて行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。